

青森県内の大学に通っており、自主的避難等対象区域（郡山市）内の実家に住民票がなかったが、就職活動のため平成23年2月から実家に滞在していた大学生について、定額賠償金が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（1）損害項目

ア 中間指針追補に基づく生活費増加費用	40,000円
イ 中間指針追補に基づく精神的損害	40,000円

（2）期間

本件事故発生当初の時期

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金80,000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人と被申立人は、第1項（1）ア記載の損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月17日

（仲介委員 尾野恭史）